

浄化槽適正管理推進補助金書類の押印の義務付け廃止について（お知らせ）

下記の浄化槽適正管理推進補助金書類について、本人確認書類のコピーの添付により押印省略可としていますが、令和4年度分の申請から、別の代替手段により本人確認ができた場合も、押印を省略できることといたします。

また、押印を省略した書類については、電子メールでの申請も可能といたします。

記

1. 押印の義務付けを廃止する書類

- (1) 浄化槽適正管理推進補助金交付申請書 兼 同意書
- (2) 浄化槽適正管理推進補助金交付請求書

2. 押印の省略に伴う代替手段の例

- (1) 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、印鑑証明書等）のコピーや写真等の添付
- (2) 署名機能の付いた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いた PDF への自署機能の活用など）
- (3) 署名（自己の氏名を手書き）

3. 留意事項

- (1) 押印の義務付けを廃止する書類について、押印されていても従来どおり取扱うこととします。押印を妨げるものではありません。
- (2) 押印の義務を廃止する書類について、本人確認のため、電話等で内容を確認する場合があります。

周南市環境政策課

電話：0834-22-8324

FAX：0834-22-8325

E-mail：kankyo@city.shunan.lg.jp